

答 申 第 2 8 8 号
平成 2 1 年 2 月 4 日

千葉県教育委員会
委員長 天 笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 8 年 1 0 月 2 1 日付け教総第 3 9 7 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成 8 年 9 月 6 日付けで異議申立人から提起された、次の公文書部分公開決定に係る
異議申立てに対する決定について

平成 8 年 8 月 1 日付け教高第 2 8 2 号の 2

平成 8 年 8 月 1 日付け教高第 2 8 2 号の 3

平成 8 年 8 月 1 日付け教高第 2 8 2 号の 4

平成 8 年 8 月 1 日付け教高第 2 8 2 号の 5

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、法人の代表者印の印影を除き公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成8年8月1日付け教高第282号の2で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定1」という。）、平成8年8月1日付け教高第282号の3で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定2」という。）、平成8年8月1日付け教高第282号の4で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定3」という。）及び平成8年8月1日付け教高第282号の5で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定4」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 仮に氏名等を公開することによって、「著しい支障が生ずると認められるため。」ということを経由とするならば、具体的にどのような支障が生ずるのかが明らかにされなければならない。協議会委員は主として各公立学校長が任命されており、その立場上、協議会における発言は公務に関するものであり、個人的な氏名の公表と円滑な事務事業との間には距離はない

校長らは公的な出張扱いで協議会に参加している。よって本件協議会の参加者たちは、個人と言うよりもむしろ公人としての責任を有しているはずである。よって、「個人」であることをもって非公開とするのは不当である。また特定個人が識別されることについても同様に、これら委員たちは公的な責任を有するのであるから、むしろ識別されることが重要である。

(2) 実施機関は、「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるため。」を理由として会場の部分を非公開としているが、このような判断が違法であることは既に判決によって確定している。

また、公開、非公開に関する判断は、他の同様な請求に対しては会場等を公開する場合があるなど、恣意的で客観性や公平さを著しく欠いており、不適法の謗りを免れない。また、その理由において、公開することによって支障が「認められる」と述べるが、いつ、いかなる調査をなし、あるいはどのような具体的な事例ないし前例をもってそのように判断するのが全く明らかにされておらず、空

疎な“恐れ”論の域を出ないものである。

- (3) 異動方針は、教育委員会会議において審議されるものであって、異動方針は教育長によって承認される事項である。とするならば、県教委が主張するように、委員名を公開したところで「当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずる」とは考えられない。
- (4) 人事政策を含めた公立高等学校の運営は、県民の付託の下に行われるものであるから、むしろその協議内容や協議結果は積極的に県民に公開され、批判を仰がなければならぬ性格のものである。しかしながら、かかる地方自治の精神ないしは行政の基本理念から逸脱し、公開することによって「当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる」とするなど、行政優位ともいふべき本末転倒した主張を繰り返している。
- (5) 実施機関は、条例第11条の諸規定を不当に解釈、適用することによって、条例に言う原則公開を放擲し、県民の公文書を公開する権利を制限しようとしている。このことを本件請求で非公開となった会場について言えば、すでに他の請求において公開されているところであり、県教委自体の非公開の立論ないし諮問は、その意味や意図が不明な行為である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）に基づき、平成8年7月16日付け公文書公開請求書の「請求する公文書の件名または内容」欄に「本年5月7日（火）に開催された「平成8年度人事異動対策協議会」に関する全ての資料（含む飲食の様子が判明するもの。）」と記載された公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件対象文書について

実施機関は、次のとおり本件請求の対象となる文書を特定した。

- (1) 本件決定1では、平成8年4月22日付け教高秘第62号「平成8年度人事異動対策協議会の開催について（通知）」（以下「本件文書1」という。）。
- (2) 本件決定2では、平成8年度人事異動対策協議会（第1回）概要（以下「本件文書2」という。）。
- (3) 本件決定3では、平成8年度人事異動対策協議会（第1回）日程（以下「本件文書3」という。）。
- (4) 本件決定4では、(8)年度支出負担行為支出伝票 伝票番号49799と(8)年度支出負担行為支出伝票 伝票番号49804（併せて以下「本件文書4」という。）。

3 本件文書について

本件文書に記録されている主な情報は次のとおりである。

(1) 本件文書 1

委員に対する協議会への出席を求める文面、協議会の行われる「日時」、「会場」、「議題」及び「平成 8 年度人事異動対策協議会委員名簿（委員の職・氏名）」

(2) 本件文書 2

協議会の行われた「日時」、「会場」、「出席者（実施機関の職員の職・氏名、協議会委員の職・氏名）」及び「協議内容」

(3) 本件文書 3

「日時」、「場所」及び「日程」

(4) 本件文書 4

支出負担行為伝票の「説明」、「相手方の住所」、「氏名」、「金融機関名」、「口座名義人」、「預金種目」、「口座番号」及び「決裁欄」

請求書及び見積書の債権者の「所在地」、「法人名」、「代表者名」、「電話番号」、「法人印」、「代表者印」、振込先の「金融機関名」、「口座番号」、「預金種別」及び「口座名義人」

4 部分公開決定について

(1) 旧条例第 11 条第 2 号該当性について

本件文書 4 は、見積書及び請求書に支払い相手先の従業員の氏名が記載されており、この者は法令上の規定に基づき登記されている者ではなく、個人に関する情報であって、特定個人が識別されるものである。

また、同条第 2 号のただし書きのいずれにも該当しないものである。

(2) 旧条例第 11 条第 3 号該当性について

ア 本件文書 1、本件文書 2 及び本件文書 3 の会場名は、異議申立人からの同一の公文書公開請求に対して、同時に特定し部分公開決定を行った「(8) 年度支出負担行為支出伝票 伝票番号 4 9 7 9 9」及び「(8) 年度支出負担行為支出伝票 伝票番号 4 9 8 0 4」の債権者を容易に識別させるものであり、債権者が識別されることは、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えることが十分に考えられるものであり、又は社会的評価を損なうことが考えられるものである。

イ 本件文書 4 の「(8) 年度支出負担行為支出伝票 伝票番号 4 9 7 9 9」及び「(8) 年度支出負担行為支出伝票 伝票番号 4 9 8 0 4」には、債権者の住所（所在地）・氏名（名称）・振込先の口座情報（銀行名、支店名、名義人、預金種目、口座番号）の記載があり、債権者を容易に識別させるものである。

また、その添付書類としての見積書と請求書には、債権者の住所（所在地）・氏名（名称）・電話番号・法人印の印影、代表者の印影、振込先の口座情報（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、名義人名）の記載があり、債権者を容易に識別させるものである。

当該債権者は売上のうち、当庁を含め特定の相手方が占める割合が大きいもの

と思われ、官公庁の情報公開制度によりそれぞれの所属において公開すれば、経営状態（売上高、顧客層及び顧客数等）を事実上公表するも同然となり、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えることが十分に考えられるものであり、又は社会的評価を損なうことが考えられるものである。

債権者の振込先の口座情報（銀行名、支店名、名義人、預金種目、口座番号）は、法人等の経理に関する内部管理に属する情報であり、公開されることにより当該債権者の事業運営に不利益を与えるおそれがある。

また、同条第3号のただし書きのいずれにも該当しないものである。

(3) 旧条例第11条第7号該当性について

本件文書2は、平成8年度人事異動対策協議会（第1回）において、当該年度末の定期人事異動等を行うにあたり、人事異動の実施方策の策定や円滑な人事異動を行うために、委員の方々の経験等に基づき自由に発言し、協議した内容が記載されているものである。

これは、当該年度末の人事異動が完了していない現在、行政情報として未成熟な情報であり、公開することにより、県民に対し誤解や混乱を与えることが十分に考えられる。

また、協議した内容について公開することを前提とすれば、県民に誤解や混乱を与えることを考慮し、人事異動の実施方策等に関する自由な意見交換が妨げられ、当該年度末の定期人事異動という当該事務事業の意思形成に著しい支障が生じ、本協議会実施の本来の目的が損なわれるとともに、今後の公正若しくは、円滑な当該事務事業の執行に著しい支障が生ずることが十分に考えられる。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

本件文書1及び本件文書2には、平成8年度人事異動対策協議会委員名が記載されている。

平成8年度人事異動対策協議会は、当該年度末の定期人事異動等を行うにあたり、人事異動の実施方策の策定や円滑な人事異動を行うために、委員の方々の経験等に基づき自由に発言し、協議する場であることから、当該年度末の定期人事異動が終了する以前に委員名を公開することとなれば、委員に対して有形・無形の圧力等がかかるおそれがあり、また、委員がそのことを考慮することにより自由な意見交換が妨げられ、本協議会実施の本来の目的が損なわれるとともに、当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずることが十分に考えられる。

また、平成8年度人事異動対策協議会委員の任期は、平成9年3月31日までであり、当該年度末の定期人事異動が終了する以前に委員名が公開され、委員に対して有形・無形の圧力等がかかることになれば、県教育委員会と委員との継続的な協力関係の維持が困難なこととなって、当該年度末の定期人事異動の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は、前記第3の1及び4のとおりである。

2 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、本件文書4に記録されている情報のうち支払い相手先の従業員の氏名は、法令上の規定に基づき登記されている者ではなく、本号に該当すると説明するので以下検討する。

公立学校共済組合千葉宿泊所組織規程第3条によれば、「支配人は、宿泊所の業務を掌理し、宿泊所の職員を指揮監督する。」と規定されており、支配人は、公立学校共済組合千葉宿泊所を代表するものであることが認められる。

法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又は法人等に属する者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、本号には該当しない。

よって、支配人の氏名は、本号本文に該当しない。

3 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3に記録されている情報のうち会場名は、債権者を容易に識別させるものであり、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えることが十分に考えられる。また、本件文書4の支出負担行為支出伝票の債権者の住所（所在地）・氏名（名称）・振込先の口座情報（銀行名、支店名、名義人、預金種目、口座番号）及び見積書と請求書の債権者の住所（所在地）・氏名（名称）・電話番号・法人印の印影、代表者の印影、振込先の口座情報（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、名義人名）は、債権者を容易に識別させるものであり、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えることが十分に考えられると説明する。

さらに、債権者の振込先の口座情報（銀行名、支店名、名義人、預金種目、口座番号）は、法人等の内部管理に属する情報であり、事業運営上の地位に不利益を与えることが十分に考えられ、本号に該当すると説明するので以下検討する。

(1) 公立学校共済組合千葉宿泊所（以下「債権者」という。）の名称、店舗の名称、住所、法人代表者名等の情報

本件文書に係る事業に関し、飲食等を提供した債権者は、一般的な店舗を営んでいる者であり、常設の店舗により不特定多数が顧客となり得る状態で営業されているものと推認される。

そうすると、債権者の名称などは、飲食等を営業する上で秘匿されている情報とは認められない。

したがって、債権者の名称、店舗の名称、住所、法人代表者名等は、いずれも本号本文には該当しない。

(2) 法人印の印影、法人代表者印の印影

請求書や見積書に対する押印は、債権者が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められるが、店舗等の一般的な営業形態をみれば、請求書や見積書を介して不特定多数の顧客やさらに広い範囲の者に知られ得る状態に置かれる可能性があるものと考えられる。

本件文書を見分すると、本件文書に記録された印影の中には、法人代表者印の印影として認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当該法人等の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認される。

このような印影を、一律に公開してしまえば、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

したがって、特別な管理をしているものと認められる法人の代表者印の印影については、本号本文に該当する。

一方、法人印の印影は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であり、この情報が公開されたとしても、当該法人の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。

よって、法人印の印影は、本号本文に該当しない

(3) 銀行名、支店名、口座名義人、預金種目、口座番号（以下併せて「口座番号等」という。）の情報

本件文書に記録された口座番号等は、請求書や見積書に記載されたものだけでなく、支出負担行為支出伝票に印字されたものがあるが、この口座情報欄に記載された情報は、請求書や見積書に記載されたものを、あらかじめ、実施機関の財務システムに登録し、起票の都度印字しているものである。協議会が開催された会議室として使用された店舗の営業形態は、上記(1)に記載したとおり、常設の店舗により不特定多数が顧客となり得る状態で営業されていると推認される所であり、口座番号等も請求書や見積書に記載され、不特定多数の者に広く知られ得る状態に置かれているものと認められる。これは、法人等が口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられる。

また、県は、一般の顧客と同様の地位によって、当該店舗を利用したものであり、口座番号等は相手が県であることを理由に、特別に教えられたものであるとは認められない。

したがって、これらの情報を公開したとしても、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められず、口座番号等の情報は、本号本文に該当しない。

4 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、本件文書2に記載されている情報のうち協議内容は、行政情報とし

て未成熟な情報であり、公開することにより、定期人事異動という当該事務事業の意思形成に著しい支障が生じ、本協議会実施の本来の目的が損なわれるとともに、今後の公正若しくは円滑な当該事務事業の執行に著しい支障が生ずることが十分に考えられるので、本号に該当すると説明するので以下検討する。

(1) 第7号前段該当性について

本件文書に記載されている情報は、実施機関が所掌する協議会の開催に係る事務の情報であるので、本号前段に該当する。

(2) 第7号後段該当性について

協議会において出された意見は、人事異動方策の改正が予定される一部分が類推されることとなるが、あくまで一部分に過ぎないことから、公開しても県民に誤解や混乱を与えるとまでは認められない。また、自由な意見交換が妨げられるとのおそれは、協議会の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障が生ずるものとまでは認められない。

よって、協議内容は、本号に該当しない。

5 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件文書1及び本件文書2に記載されている情報のうち委員名は、当該年度末の定期人事異動が終了する以前に委員名を公開することとなれば、委員に対して有形・無形の圧力等がかかるおそれがあり、また、委員がそのことを考慮することにより自由な意見交換が妨げられ、本協議会実施の本来の目的が損なわれるとともに、当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずることが十分に考えられるので、本号に該当すると説明するので以下検討する。

(1) 第8号前段該当性について

本件文書に記載されている情報は、実施機関が所掌する協議会の開催に係る事務の情報であるので、実施機関が非公開とした協議会委員の職・氏名の部分を含め、本号前段に該当する。

(2) 第8号後段該当性について

確かに、委員が判明すれば、人事異動に関心を持ち又は具体的な要望を持つものから、個々の委員に対して何がしかの直接的な働きかけがなされることがある可能性は否定できないところである。

しかし、仮にそのような働きかけがなされとしても、各委員においては、協議会の委員という立場において自らの職務に関連を有する要望等に直接接することにほかならないものであり、さらに、協議会の設置目的などに照らせば、以後の参考となる要望等もあると考えるのが一般である。

そうすると、個々の委員が判明することによって、個々の委員に圧力がかかったり、自由な発言が妨げられるなどの実施機関の予想するおそれのみをもって、ただちに協議会の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障が生ずるものとまでは認めることはできない。

よって、委員の職・氏名は、本号に該当しない。

6 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、法人の代表者印の印影を除き公開すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
8. 10. 22	諮問書の受理
9. 2. 4	実施機関の理由説明書の受理
9. 7. 23	審議
9. 9. 9	異議申立人の意見書の受理
10. 6. 24	審議
10. 7. 22	審議 実施機関の口頭理由説明の聴取
20. 12. 19	審議 実施機関の口頭理由説明の聴取
21. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁 護 士	
福武 公子	弁 護 士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年1月27日現在)